

令和3年度輸入食品監視指導計画（案）の概要

令和3年1月
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課
輸入食品安全対策室

1. 目的

輸入食品等の重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 適用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3. 輸入食品の現状等

【令和2年度輸入食品監視指導計画に基づく監視結果の概況】

- 検査項目の追加など輸入時の検査体制の整備
- モニタリング検査や検査命令等の輸入時における監視指導の強化を実施
- 改正食品衛生法の施行に向けた輸出国との協議等を実施

4. 令和3年度における輸入食品監視指導について

【監視指導の実施体制】

食品安全基本法第4条において、「食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない」とされており、この観点から、輸出国における生産の段階から、輸入、国内流通までの各段階において必要な衛生管理対策の措置を講じる。

【監視指導の基本的方向】

- これまでの対策を継続して進めるとともに、引き続き、輸入時の体制を整備
- 検査結果等を踏まえ計画的にモニタリング検査を実施し、年度途中においても見直し等を検討
- 改正食品衛生法の着実な施行のため、輸出国の生産等における衛生管理対策の確認を含む二国間協議の実施
- 輸入時検査を中心とした監視体制に加え、輸出国での生産段階の安全性を確保する取組を継続

5. 令和3年度における監視指導の具体的内容

【重点的に実施すべき事項】

- 輸入届出の審査による食品衛生法への適合性確認
- モニタリング検査^{*1}の実施（令和3年度計画：約100,000件）
- モニタリング検査以外の行政検査の実施
- 検査命令^{*2}の実施
- 包括的輸入禁止措置^{*3}の検討
- 海外からの問題発生情報に基づく緊急対応

【輸出国段階における衛生管理対策の推進】

- 輸出国の政府担当者等に対する我が国の食品衛生管理規制等の周知
- 計画的な情報収集及び現地調査による対日輸出食品の衛生管理対策の推進

- 試験検査技術等の技術協力
- 改正食品衛生法の施行に関する取組

【輸入者による自主的な衛生管理の推進】

- 食品衛生上の規制、輸入者の責務等の周知
 - ・ いわゆる健康食品に対する健康被害情報や指定成分等含有食品の指導
 - ・ 食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度に関する周知及び指導
 - ・ 輸入届出の内容と実際の貨物が同一であることの確認の指導
- 輸入前指導の実施
- モニタリング検査時における流通状況の記録等の提出の指導

【法違反が判明した場合の対応】

- 廃棄等又は迅速な回収の指示及び再発防止策の構築の指導
- 違反原因の調査及び改善結果の報告の指導
- 輸入者等に対する営業禁停止処分の検討
- 違反事例の公表

【関係者相互間の情報及び意見の交換】

- 二国間協議及び現地調査等に関する情報の公表
- 輸入食品監視指導計画及び結果の公表
- リスクコミュニケーションの実施

【その他】

- 検疫所に従事する食品衛生監視員の人材の養成及び資質の向上
- 検疫所が実施する試験検査等に係る点検

※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品等の種類ごとに輸入量、違反率等を勘案し、定めた計画的な検査。

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を受ける事を命令するもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない。

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止する措置。